

席上回収

取扱厳重注意

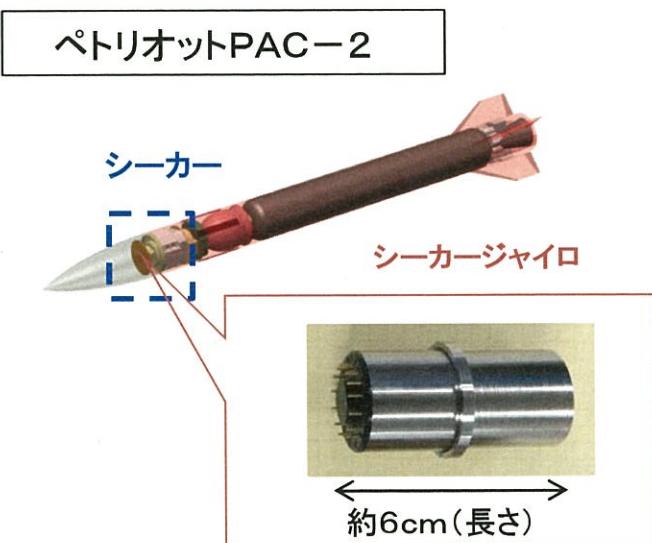
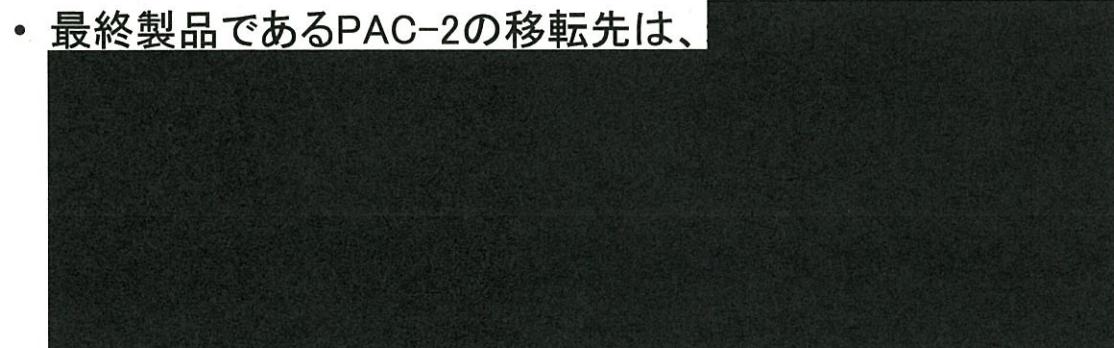
防	2	6	衛	7	省	1	7
---	---	---	---	---	---	---	---

2

ペトロオットPAC-2の部品(シーカージャイロ)の米国への移転について

1. 案件の概要

- ペトロオットPAC-2は、航空機等を迎撃するための地対空誘導弾で、が米国からライセンスを受けて国内生産している。
- 、ペトロオットPAC-2の部品であるシーカージャイロ(以下、ジャイロ)の供給(米国への移転) 米国政府 からもその米国への移転につき我が国に関心が表明されている。(米国ではジャイロの生産は終了しており、現在生産ラインが存在しない。)



シーカー: 目標を検索・検知及び追尾するための構成品
ジャイロ: シーカーの向きを検知する部品

2. 防衛装備移転三原則上の整理

取扱厳重注意

原則1：移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

- ①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国への移転となる場合

原則2：移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

【運用指針】1 防衛装備の海外移転を認め得る案件
(2) 我が国の安全保障に資する場合

- イ 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する場合**
- (ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供(後略)**

【運用指針】2 海外移転の厳格審査の視点
個別案件の輸出許可に当たっては、(中略)

- ・仕向先及び最終需要者の適切性**
- ・当該防衛装備の海外移転が我が国安全保障上及ぼす懸念の程度**

の2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査するものとする。

- 原則1：該当せず

- 原則2：我が国の安全保障の観点から積極的意義あり

- [REDACTED]が生産するPAC-2の部品としてのジャイロの供給について、米国[REDACTED]から関心が示されていることから、それに応えることは同盟国たる米国との安全保障・防衛協力の強化に資する
- [REDACTED]

- 本件は米国からのライセンス生産品に係る部品の提供
- ジャイロの仕向先は米国、最終需要者は[REDACTED]であり、適切
- 我が国安全保障上及ぼす懸念の程度は、以下の観点から、非常に小さい
 - ジャイロはPAC-2のシーカーの一部品に過ぎない
 - ライセンス生産品(米側から要求仕様が明示)
 - 汎用的な技術を用い、25年以上前に国内で設計・製造

原則3：目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定

【運用指針】3 適正管理の確保

原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける。ただし、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

(3) 部品等をライセンス元に納入する場合

仕向先の管理体制の確認に当たっては、合理的である限りにおいて、政府又は移転する防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施することとする。

- 原則3：部品等をライセンス元に納入する場合であり、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保。
- 移転を認める前提として、最終需要者である [] から、①目的外使用しないこと(ジャイロをPAC-2への組込み以外に使用しないこと)及び②ジャイロ単体で第三国移転をしないことを明記したエンドユーザー認証を取ることとする。
- さらに、最終製品であるPAC-2(当該ジャイロ搭載装備品)を一元管理する米国国防省から、①ジャイロに関する日本の協力への関心があること、②米国国内法に従い、PAC-2を適切かつ一元的に管理すること、PAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等について書簡で確認する。

3. 結論

本件ジャイロの米国への移転は、①移転を禁止する場合に該当せず、また、②移転を認め得る場合として、厳格に審査した結果、我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度は低く、仕向先及び最終需要者も適切と認められる。さらに、③移転後の適正な管理を確保することが可能である。以上により、本件ジャイロの移転を認め得るものとする。